

令和 8 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案 (追 加 分)

令 和 8 年 2 月 27 日 提 出

目 次

| | | |
|--------|-------------------------------|----|
| 報告第2号 | 工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（6－2）） | 3 |
| 報告第3号 | 工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（7－1）） | 5 |
| 報告第4号 | 工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（7－2）） | 7 |
| 報告第5号 | 損害賠償の額の決定及び和解について | 9 |
| 議案第28号 | 東浦町職員定数条例の一部改正について | 11 |
| 議案第29号 | 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について | 12 |
| 議案第30号 | 令和7年度東浦町一般会計補正予算（第11号） | 21 |
| 議案第31号 | 令和8年度東浦町一般会計補正予算（第1号） | 28 |

報告第2号

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（6-2））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 16 日

東浦町長 日 高 輝 夫

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（6－2））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工事名
於大公園再整備工事（6－2）
- 2 工事場所
東浦町大字緒川字沙弥田地内始め
- 3 契約金額
 - (1) 変更前
379,500,000 円
 - (2) 変更後
389,469,300 円（9,969,300 円の増額）
- 4 契約の相手方
 - (1) 名称
株式会社ヒューテック
 - (2) 代表者
代表取締役 長坂 勝之
 - (3) 所在地
愛知県知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
- 5 変更理由
構造物の撤去等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

報告第3号

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（7-1））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日高輝夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 16 日

東浦町長 日 高 輝 夫

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（7－1））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工事名
於大公園再整備工事（7－1）
- 2 工事場所
東浦町大字緒川字沙弥田地内始め
- 3 契約金額
 - (1) 変更前
193,380,000 円
 - (2) 変更後
197,094,700 円（3,714,700 円の増額）
- 4 契約の相手方
 - (1) 名称
株式会社ヒューテック
 - (2) 代表者
代表取締役 長坂 勝之
 - (3) 所在地
愛知県知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
- 5 変更理由
構造物の撤去数量の増加等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

報告第4号

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（7-2））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日高輝夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 16 日

東浦町長 日 高 輝 夫

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（7－2））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工事名
於大公園再整備工事（7－2）
- 2 工事場所
東浦町大字緒川字沙弥田地内始め
- 3 契約金額
 - (1) 変更前
160,600,000 円
 - (2) 変更後
161,679,100 円（1,079,100 円の増額）
- 4 契約の相手方
 - (1) 名称
高木建設株式会社
 - (2) 代表者
代表取締役 高木 和人
 - (3) 所在地
愛知県知多郡東浦町大字緒川字旭 14 番地の 6
- 5 変更理由
テーブルセット等の脚部で使用する石材等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

報告第5号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 16 日

東浦町長 日 高 輝 夫

損害賠償の額の決定及び和解について

草刈作業時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 8 年 2 月 4 日（水）午後 1 時 15 分頃、生路小学校敷地内において、職員が肩掛式草刈機により草を刈っていた際、隣接する敷地に駐車してあった相手方の車両に当該草刈機により飛ばされた石が当たり、当該車両の運転席右側の窓ガラスが破損した。

2 損害賠償の額

56,947 円

| | 東浦町 | 相手方 |
|---------|----------|----------|
| 損 害 額 | 0 円 | 56,947 円 |
| 過 失 割 合 | 100% | 0% |
| 賠 償 額 | 56,947 円 | 0 円 |

3 和解の内容

町は、相手方に対して、56,947 円を支払うこととする。

議案第 28 号

東浦町職員定数条例の一部改正について

東浦町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町職員定数条例の一部を改正する条例

東浦町職員定数条例（昭和 41 年東浦町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (職員の定数) 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 <u>387 人</u> (2) から (5) まで 略 (6) 監査委員の事務部局の職員 { <u>1 人</u> (兼任) <u>5 人</u> (7) 略 総計 (兼任職員を除く。) 略 2 及び 3 略 | (職員の定数) 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 <u>386 人</u> (2) から (5) まで 略 (6) 監査委員の事務部局の職員 <u>2 人</u> (7) 略 総計 (兼任職員を除く。) 略 2 及び 3 略 |

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

職員の定数を改めるため提案するものである。

議案第 29 号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (課税額) 第 2 条 略 2 略 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する 国民健康保険の被保険者 につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>260,000 円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>260,000 円</u> とする。 4 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の <u>8.29</u> を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎 | (課税額) 第 2 条 略 2 略 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する 被保険者 につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>240,000 円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>240,000 円</u> とする。 4 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の <u>7.57</u> を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎 |

| | |
|---|---|
| <p>課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 35,500円 とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 22,800円</p> <p>(2) 特定世帯 11,400円</p> <p>(3) 特定継続世帯 17,100円</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の</p> | <p>課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 33,000円 とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 22,700円</p> <p>(2) 特定世帯 11,350円</p> <p>(3) 特定継続世帯 17,025円</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の</p> |
|---|---|

2.8 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 11,900円 とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,700円
- (2) 特定世帯 3,850円
- (3) 特定継続世帯 5,775円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の 2.41 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 12,200円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げ

2.66 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 11,000円 とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円
- (2) 特定世帯 3,900円
- (3) 特定継続世帯 5,850円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の 2.21 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 11,500円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げ

る額を減額して得た額（当該減額して得た額が 260,000 円 を超える場合には、260,000 円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 170,000 円を超える場合には、170,000 円）の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じ

る額を減額して得た額（当該減額して得た額が 240,000 円 を超える場合には、240,000 円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 170,000 円を超える場合には、170,000 円）の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じ

| | |
|---|---|
| <p>て得た金額を加算した金額) を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>24,850円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,960円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,980円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,970円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,330円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,390円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,695円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,043円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,540円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保</p> | <p>て得た金額を加算した金額) を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>23,100円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,890円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,945円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,918円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,700円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,460円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,730円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,095円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,050円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場合に あつては、430,000円に当該給与所得 者等の数から1を減じた数に100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき305,000円を加算した金 額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人について <u>17,750円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯 <u>11,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,700円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,550円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額 被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,950円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区 分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯 <u>3,850円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,925円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,888円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割額 介護納付金課 税被保険者(第1条第2項に規定す</p> | <p>険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場合に あつては、430,000円に当該給与所得 者等の数から1を減じた数に100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき305,000円を加算した金 額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人について <u>16,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の世帯別平等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯 <u>11,350円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,675円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,513円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額 被保険者(第1条第 2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,500円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区 分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯 <u>3,900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,950円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,925円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割額 介護納付金課 税被保険者(第1条第2項に規定す</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>る世帯主を除く。) 1人について <u>6,100円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,100円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,560円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,280円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,420円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,380円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> | <p>る世帯主を除く。) 1人について <u>5,750円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,600円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,540円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,270円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,405円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,200円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,540 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>770 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,155 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,440 円</u></p> <p>カ 略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,325 円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,875 円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>14,200 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>17,750 円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応</p> | <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,560 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>780 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,170 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,300 円</u></p> <p>カ 略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,950 円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,250 円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>13,200 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>16,500 円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,785円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,975円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,760円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,950円</u></p> <p>3 略</p> | <p>じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,650円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,750円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,500円</u></p> <p>3 略</p> |
|---|---|

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税の課税額を改める等のため提案するものである。

議案第 30 号

令和 7 年度東浦町一般会計補正予算（第 11 号）

令和 7 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 60,339 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,042,984 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び廃止は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 15 国庫支出金 | | 3,595,067 | △44,739 | 3,550,328 |
| | 2 国庫補助金 | 1,499,867 | △44,739 | 1,455,128 |
| 19 繰入金 | | 716,125 | △14,000 | 702,125 |
| | 1 基金繰入金 | 711,000 | △14,000 | 697,000 |
| 22 町債 | | 1,138,100 | △1,600 | 1,136,500 |
| | 1 町債 | 1,138,100 | △1,600 | 1,136,500 |
| 歳入合計 | | 21,103,323 | △60,339 | 21,042,984 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------|--------|------------|---------|------------|
| 4 衛生費 | | 1,605,652 | △63,000 | 1,542,652 |
| | 3 上水道費 | 63,000 | △63,000 | 0 |
| 10 教育費 | | 2,874,559 | 2,011 | 2,876,570 |
| | 3 中学校費 | 555,875 | 2,011 | 557,886 |
| 14 予備費 | | 36,570 | 650 | 37,220 |
| | 1 予備費 | 36,570 | 650 | 37,220 |
| 歳 出 | 合 計 | 21,103,323 | △60,339 | 21,042,984 |

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|--------|--------|-----------|---------|
| 10 教育費 | 3 中学校費 | 中学校施設整備事業 | 100,573 |

廃止

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|--------|--------------------------|--------|
| 4 衛生費 | 3 上水道費 | 物価高騰対応重点支援 (水道料金減免)事業 | 63,000 |

第 3 表 地方債補正
変更

| 起債の目的 | 補 | | 正 | 前 |
|------------|---------|--------------------|---|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 中学校施設整備事業債 | 283,500 | 普通貸借 又は 証券発行 | 年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率) | 政府資金及び県資金についてはその融通条件による。その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換することができる。 |

(単位：千円)

| 補 | | 正 | 後 |
|---------|--------|---|--------|
| 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 281,900 | 補正前に同じ | 年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率) | 補正前に同じ |

議案第 31 号

令和 8 年度東浦町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 63,730 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,912,350 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|--------|------------|
| 15 国庫支出金 | | 2,771,477 | 43,730 | 2,815,207 |
| | 2 国庫補助金 | 601,997 | 43,730 | 645,727 |
| 19 繰入金 | | 846,000 | 20,000 | 866,000 |
| | 1 基金繰入金 | 846,000 | 20,000 | 866,000 |
| 歳入合計 | | 19,848,620 | 63,730 | 19,912,350 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------|---------|------------|----------|------------|
| 2 総務費 | | 3,170,594 | △238,458 | 2,932,136 |
| | 1 総務管理費 | 2,510,381 | △238,458 | 2,271,923 |
| 4 衛生費 | | 1,605,576 | 63,000 | 1,668,576 |
| | 3 上水道費 | 0 | 63,000 | 63,000 |
| 7 商工費 | | 327,065 | 238,458 | 565,523 |
| | 1 商工費 | 327,065 | 238,458 | 565,523 |
| 14 予備費 | | 30,623 | 730 | 31,353 |
| | 1 予備費 | 30,623 | 730 | 31,353 |
| 歳 出 | 合 計 | 19,848,620 | 63,730 | 19,912,350 |